

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化財保護事業
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	文化財保護法の趣旨に基づき、文化財を公共のために大切に保護するため、文化財の保護に係る経費に対し、補助金を交付する
補助事業者	文化財所有者、管理者、管理団体
補助対象経費	国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限、下限なし
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 文化財は一度失われると二度と取り戻せないものもあるため、小額であっても支援する。
補助率等	1/2～3/4以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由  3/4補助としている植物性材料の屋根修理については、貴重であるとともに、瓦葺屋根と比較し、耐久性が劣ることや修理費用そのものが高額であることから、特に補助率を手厚くし、保存・保護に努める必要がある。
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式)  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 市内の貴重な財産である文化財を保護することは必要不可欠であり、予算の範囲内で出来る限り修理等の支援をすることとしているが、所有者等からの申請に基づくものであり、修理件数などの目標値は定められない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については指定された本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 文化財室文化財保護係
(電話番号)	0259-63-5136